

防犯カメラ運用規則

1. 本規則は、一般社団法人つながる地域づくり研究所（以下、当法人とする）が運営する「自習室ステップ」（以下、当室とする）内の犯罪及び公序良俗や法規法令に反する行為の防止を目的に設置された、防犯カメラシステム（防犯用カメラ、ハードディスク記録装置、テレビモニターなどのシステム）が適正に運用されることを目的として定めるものとします。
2. 当室の利用者は、次の各号に定める事項を承諾するものとします。
 - 1 防犯カメラを設置した箇所では、利用者の容姿・行動が常時撮影されると共に、録画されていること。
 - 2 当法人がデジタルレコーダーに録画された画像の管理権限者であること。
 - 3 当法人は、当室内での防犯上、録画された画像を確認することが、防犯、事実の確認又は予防保全措置を講じる上で必要であると判断した時は、当該画像の再生、ダビング及び証拠品としての使用ができること。
3. 警察等の公的機関が録画画像の閲覧又は提出を要請した場合には、当法人は録画された画像を再生、ダビング等により提出することができるものとします。
4. 画像の保存期間は、当法人が定めた期間とします。保存期間が終了した映像データは、自動的に新たなデータを上書きする方法により消去するものとします。